

令和7年度

定期監査(後期)結果報告書

令和8年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 7 年度定期監査（後期）の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 17 日

新宿区監査委員	國 井	政 利
同	平 井	光 雄
同	石 黒	清 子
同	野もと	あきとし

目 次

I	監査の種類及び目的	1
---	-----------	---

II 行政機関・学校等

第1	監査の概要	
1	監査の対象	1
2	監査の日程	1
3	監査の実施内容	1
4	監査の主な着眼点	2
5	監査の実施方法	2
第2	監査の結果	2
第3	まとめ	4

III 工事

第1	監査の概要	
1	監査の対象	5
2	監査の日程	5
3	監査の実施内容	5
4	監査の主な着眼点	5
5	監査の実施方法	6
第2	監査の結果	6
第3	まとめ	6

別 表

別表1	行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目	7
別表2	行政機関・学校等への事務局職員による実地監査日程	7
別表3	工事監査日程及び監査対象工事(起工金額500万円以上の工事)	8
別表4	監査対象工事(令和6年度に契約変更を行った工事)	9

資 料

関係法規	10
------	----

I 監査の種類及び目的

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定並びに新宿区監査基準（令和 2 年新宿区監査委員訓令第 1 号。以下「監査基準」という。）並びに令和 7 年度監査基本計画に基づく定期監査である。

監査基準第 3 条第 1 項第 1 号に準拠し、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第 16 条に準拠し、作成したものである。

II 行政機関・学校等

第 1 監査の概要

1 監査の対象

大久保第一・長延・西早稲田・早稲田南町の各保育園、北新宿・西新宿の各子ども園、榎町・北新宿の各子ども家庭支援センター、津久戸・江戸川・早稲田・富久・東戸山・天神・戸塚第三・落合第三・落合第六・西新宿・西戸山の各小学校、牛込第二・西早稲田・落合第二の各中学校、新宿養護学校、津久戸・早稲田・落合第三・西戸山の各幼稚園

2 監査の日程

令和 7 年 9 月 9 日（火）から令和 8 年 1 月 26 日（月）まで

3 監査の実施内容

令和 7 年度の予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、監査基準にのっとり、区の事務事業等の執行の合规性、正確性、経済性、効率性、有効性について監査を実施した。

また、その事務の執行が適正に処理されているかを主眼として、財務監査に加え、必要に応じ行政運営、組織、人事・労務管理、文書管理等の事務の執行や各部局の内部統制の状況等について監査を実施した。

併せて、監査の継続性の観点から、前回（令和 4 年度）の監査で改善を求めた事項の改善状況を確認するとともに、金銭及び物品の管理状況、会計事務の

処理状況等について各施設及びそれを統括する各部局からの報告を求め確認した。

4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 収入及び支出事務は、適正に行われているか。
- (3) 契約事務は、適正に行われているか。
- (4) 現金等の出納保管は、適正に行われているか。
- (5) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (6) 上記に関して、押印廃止・ペーパーレス化に伴う事務処理が適正に行われているか。

5 監査の実施方法

監査委員は、事務局職員の復命を受け、子ども家庭部及び教育委員会事務局の関係課長の出席を求めて別表 1 のとおり質問を行い、監査を実施した。

事務局職員は、監査資料、関係書類、財務会計システム帳票等を調査するとともに、各施設において自己チェックした公金等の管理状況を確認した。また、関係職員から説明を聴取し、別表 2 のとおり監査を実施した。

第 2 監査の結果

監査委員は、令和 2 年 4 月 1 日施行の監査基準に基づき、監査を効率的かつ効果的に実施することができるよう円滑な区政運営を妨げる財務会計上の要因を「リスク」として識別、評価し、その内容や程度等を勘案して各所属においてリスクが高い事項の重点的な監査を実施している。

また、財務会計上のリスクについて、適切に評価し、コントロールすることをリスクマネジメントとして捉え、職員全員がそのリスクを認識し、改善に取り組むことによって、リスクを一定水準に抑えるという内部統制の確立を促すことも目的として実施している。

こうした中で、令和 2 年度の定期監査から、改善を要望した所属の割合が高い事項や特に改善を要するものとして意見を述べている事項を「各施設で広く見られたリスク」として指摘している。

定期監査（後期）における対象は、子ども家庭部及び教育委員会事務局が所管

する保育園や学校などの施設である。これらの施設への監査は、原則 3 年に 1 回実施している。監査委員による監査質問は、内部統制機能の強化を図るため、平成 30 年度から、施設を総合的に統括する各部局の所管課長に対して行っている。

今回の監査では、「第 1 監査の概要」に記載の観点から監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて検証した結果、公表する指摘事項はなく、おおむね適正であると認められた。

また、前回（令和 4 年度）の監査で改善を要望した事項について、監査対象施設からの報告を確認したところ、約 9 割の施設で改善されていた。このため、「各施設で広く見られたリスク」としていた「支出負担行為手続の誤り」及び「支払の遅れや請求の遅れ」については、今回リスク項目とはしなかった。

しかしながら、今回の監査において、令和 4 年度以降減少傾向にあった指摘事項件数は前年度比で 6 割増となっていることから、今後も継続して改善が必要な事項と認められる事項について、次のとおり意見を付して述べる。

1 支出負担行為手続の誤りについて

支出負担行為手続の誤りについては、過年度払いとなったものや支出負担行為より前に契約締結を行ったもの、支出負担行為を見積書の徴取前に行ったものが見られた。

支出負担行為は、区の予算執行の原因となる行為であり、法令上又は予算上の根拠を必要とする手続であることから、その事務処理に当たっては十分に内容を理解し、適正な歳出予算の執行を行うよう徹底されたい。

2 随意契約における競争性の確保について

随意契約については、業務委託において、同一事業者分割して随意契約を行っていたものや、業者指定理由書に指定する事業者にしかな受託できない明確な説明が不足していたものが見られた。また、前回（令和 4 年度）と同様、物品の購入において、同時期に同種の随意契約を別々に締結していた事例が見られた。

随意契約は競争入札を原則とする契約方法の例外である。公正及び厳正に加え、効率的、効果的な予算執行との調和を図ることで、随意契約の適正な執行と計画的な予算執行を行うよう徹底されたい。

3 支払の遅れや請求の遅れについて

支払の遅れや請求の遅れについては、これまでの監査においても繰り返し改善を求めてきた事項である。「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）に規定された支払手続の処理期間を超えて支出していたものは見られなかったが、履行完了から請求を受けるまで相当期間を要していたものは、前回（令和4年度）の件数を上回る結果となった。

請求の遅れは、支払遅延リスクを高めるおそれがあり、契約の相手方の不利益や、予算執行上の事故を招く要因ともなる。各施設においては、履行完了後は事業者には速やかに請求書の提出を求めることはもとより、請求が遅れている場合には、事業者には連絡等を行い、その経緯を記録して支出管理を行うなど、迅速かつ適正な支出事務処理に努められたい。

第3 まとめ

今回の監査では、前回（令和4年度）の監査で改善を求めた事項については、ほぼ改善が見られたが、指摘事項が前年度比較では増加傾向にあるため、前述したとおり、今後も改善すべき事項について実効性のある取組を継続して行く必要がある。

内部統制の状況については、子ども家庭部では、契約・支出に関する研修資料をブラッシュアップさせ、分かりやすい丁寧な作りとしており、オンライン研修や出前研修を実施している。また、教育委員会事務局では、「きょういく版会計だより」で情報共有を図り、読みやすいマニュアルづくりをはじめ、ヘルプデスクの設置と巡回指導を実施している。両部局の取組は、庁内においても共有に資する内容となっており、こうした細かな対応は評価するところである。

なお、会計事務、契約事務における押印廃止・ペーパーレス化において、区の統一的な方針によらない事務処理が見られた。今回の区の方針の趣旨を十分に理解し、適正な事務処理に努められたい。

引き続き内部統制機能を働かせ、全ての施設において改善を図るべき事項を共有し、共通の認識をもって適正な事務執行に取り組むことを期待する。

Ⅲ 工事

第1 監査の概要

1 監査の対象

- (1) 監査実施日現在、令和7年度実施の工事における施工中及び工事が完了した起工金額500万円以上の工事のうち別表3の工事
- (2) 令和6年度に契約変更を行った工事（契約金額に変更のなかったものを含む。）のうち別表4の工事

【対象部局】総務部施設課、みどり土木部道路課、みどり土木部みどり公園課

監査対象件数の内訳

	500万円以上の工事	契約変更工事
総務部	12件	4件
みどり土木部	1件	3件
合計	13件	7件

2 監査の日程

令和7年9月9日（火）から令和8年1月26日（月）まで

3 監査の実施内容

対象工事について、監査基準にのっとり、合规性、正確性、経済性、効率性、有効性について監査した。

4 監査の主な着眼点

- (1) 事業計画や工事の施工計画は、適正に行われているか。
- (2) 工事の設計（変更を含む。）は、適正に行われているか。
- (3) 工事の積算は、適正に行われているか。
- (4) 契約事務は、適正に行われているか。
- (5) 工事は、適正に施工されているか。また、現場及び第三者への安全対策等は、適切に行われているか。

5 監査の実施方法

監査委員は、事務局職員の復命を受け、別表3及び別表4の監査対象工事について、関係課長の出席を求めて質問及び実地監査を行い、監査を実施した。

事務局職員は、起工、契約及び施工に係る関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、実地監査を行った。

また、工事現場における安全対策、第三者への危害防止措置、騒音・振動対策等について確認した。

なお、実地監査においては、現場と関係書類を照合し、施工状況を確認した。

第2 監査の結果

「第1 監査の概要」に記載の観点から監査した限りにおいて、監査の対象となった工事が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて検証した結果、公表する指摘事項はなく、おおむね適正であると認められた。

第3 まとめ

今回の監査において、施工中の安全対策等が適切に講じられ、契約書に基づき適正に施工されていたことは評価する。また、令和5年度及び令和6年度に監査対象となった新宿区牛込保健センター等複合施設及び新宿区立新宿文化センターについて、監査対象となった後の工事が適正に行われ、竣工したことを確認した。

一方で、次のような課題も見られた。

請負者からの提出書類については、計画書等の提出漏れや遅れ、記載の誤り、書類の添付漏れが16件と、前回の24件と比べ改善傾向が見られた。また、施工体制台帳及び施工体系図への記載の誤りについても9件と、前回の16件と比べ改善傾向が見られたものの、依然として不備のある状況である。こうした書類の不備の改善は、これまでの監査においても繰り返し要望してきた事項である。

区は、請負者からの提出書類を十分確認するとともに、改めて内容確認の際のチェック体制の見直しを行うなど、内部統制の充実を図り、請負者への指導監督に努められたい。

別表1 行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目

実施月日	質問項目
12月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・契約事務について ・支払事務について ・内部統制に関する取組の現状と課題について

※質問は、監査対象施設を所管する子ども家庭部・教育委員会事務局の関係課長に対し実施した。

別表2 行政機関・学校等への事務局職員による実地監査日程

実施月日	施設名
10月24日(金)	西早稲田保育園、北新宿子ども園 北新宿子ども家庭支援センター
10月27日(月)	津久戸小学校、津久戸幼稚園、江戸川小学校 早稲田南町保育園
10月28日(火)	早稲田小学校、早稲田幼稚園 榎町子ども家庭支援センター
10月29日(水)	大久保第一保育園
10月30日(木)	東戸山小学校、西早稲田中学校
10月31日(金)	長延保育園、西新宿子ども園、西新宿小学校
11月 4日(火)	牛込第二中学校
11月 6日(木)	戸塚第三小学校、西戸山小学校、西戸山幼稚園
11月10日(月)	落合第六小学校、落合第二中学校
11月11日(火)	天神小学校
11月12日(水)	富久小学校、落合第三小学校、落合第三幼稚園 新宿養護学校

別表3 工事監査日程及び監査対象工事（起工金額 500 万円以上の工事）

実施月日	実施内容及び監査対象工事	
9月29日(月)	事務局職員による監査対象工事 13 件の概要聴取	
10月 9日(木)	※ 所管課による工事概要説明及び監査委員による質問	
10月17日(金)	実 地 監 査	※ 新宿区牛込保健センター等複合施設建設工事 (総務部施設課) 契約金額 2,991,978,183 円
		※ 新宿区牛込保健センター等複合施設建設電気設備工事 (総務部施設課) 契約金額 850,321,450 円
		※ 新宿区牛込保健センター等複合施設建設昇降機設備工事 (総務部施設課) 契約金額 108,643,700 円
		※ 新宿区牛込保健センター等複合施設建設機械設備工事 (総務部施設課) 契約金額 857,230,000 円
		※ 新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他工事 (総務部施設課) 契約金額 1,569,700,000 円
		※ 新宿区立新宿文化センター舞台機構改修工事 (総務部施設課) 契約金額 179,960,000 円
		※ 新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他に伴う電気設備工事 (総務部施設課) 契約金額 1,047,761,000 円
		※ 新宿区立新宿文化センター昇降機設備改修工事 (総務部施設課) 契約金額 131,780,000 円
		※ 新宿区立新宿文化センター給排水衛生設備改修その他工事 (総務部施設課) 契約金額 325,369,000 円
		※ 新宿区立新宿文化センタースプリンクラー設備改修工事 (総務部施設課) 契約金額 53,133,300 円
10月22日(水) 10月23日(木)	新宿区立鶴巻小学校内学童クラブ改修工事 (総務部施設課) 契約金額 12,650,000 円	
	新宿区立鶴巻小学校内学童クラブ改修に伴う電気設備工事 (総務部施設課) 契約金額 7,856,200 円	
	新宿中央公園（花のもり等）整備工事 (みどり土木部みどり公園課) 契約金額 289,922,600 円	

※ 監査委員による質問・実地監査

(注) 契約金額は監査実施日現在の金額

別表4 監査対象工事（令和6年度に契約変更を行った工事）

件名	変更内容
新宿区立区民健康村防火シャッター危害防止装置設置工事 （総務部施設課）	工期の変更 契約金額の変更（増額） 変更前 44,000,000 円 変更後 49,637,500 円
新宿区立早稲田小学校普通教室設置工事 （総務部施設課）	契約金額の変更（増額） 変更前 15,202,000 円 変更後 25,909,400 円
新宿区立中強羅区民保養所空調設備改修工事 （総務部施設課）	契約金額の変更（増額） 変更前 91,256,000 円 変更後 91,881,900 円
新宿区立早稲田小学校普通教室設置に伴う機械設備工事 （総務部施設課）	契約金額の変更（増額） 変更前 12,100,000 円 変更後 12,278,200 円
バリアフリー整備工事（その1） （みどり土木部道路課）	契約金額の変更（増額） 変更前 149,068,700 円 変更後 160,543,900 円
下水道施設整備工事 （みどり土木部道路課）	工期の変更 契約金額の変更（増額） 変更前 25,208,700 円 変更後 43,495,100 円
公衆便所改修工事 （みどり土木部みどり公園課）	工期の変更 契約金額の変更（増額） 変更前 16,834,400 円 変更後 19,888,000 円

契約金額変更の主な事由：施工段階における現場調査の結果に伴う仕様変更 など

工期変更の主な事由：仕様変更に伴う工期延伸

資料 関係法規

新宿区契約事務規則（昭和 39 年新宿区規則第 15 号）から抜粋

（随意契約によることができる場合の予定価格の額）

第 39 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 200 万円
- (2) 財産の買入れ 150 万円
- (3) 物件の借入れ 80 万円
- (4) 財産の売払い 50 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

（見積書の徴取）

第 40 条 契約締結権者は、随意契約を行おうとするときは、見積競争により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約を締結しようとする場合には、契約締結権者は、1 人から見積書を徴する方法によることができる。

- (1) 特定の者と契約せざるを得ない契約
- (2) 工事又は製造（印刷を含む。）の請負契約（前号に該当するものを除く。）で、1 件の予定価格が 40 万円未満のもの
- (3) 前号以外の契約（第 1 号に該当するものを除く。）で、1 件の予定価格が 20 万円未満のもの

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）から抜粋

（支払の時期）

第 6 条 第 4 条第 2 号の時期（※対価の支払の時期）は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日（以下この規定又は第 7 条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

刊行物作成番号
2025-4-5101

令和7年度
定期監査（後期）結果報告書

令和8年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話（03）5273-4579（ダイヤルイン）
FAX（03）5273-3539

この刊行物は、業者委託により400部印刷製本しています。その経費として、1部当たり143円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。